

議案第 138 号

伊賀市保育所条例の一部改正について

伊賀市保育所条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市保育所条例の一部を改正する条例

伊賀市保育所条例（平成16年伊賀市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表伊賀市立依那古保育所の項及び伊賀市立依那古第2保育所の項を削り、同表伊賀市立あやま保育所の項中「1090番地1」を「1090番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表伊賀市立あやま保育所の項の改正規定は、公布の日から施行する。